

鹿嶋市告示第149号

令和6年度鹿嶋市長寿をたたえる事業実施要綱を次のように定める。

令和6年5月7日

鹿嶋市長 田口伸一

令和6年度鹿嶋市長寿をたたえる事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、77歳以上の節目年齢となる市民の長寿をたたえるとともに、コロナ禍により影響を受けている市内飲食事業者の支援を目的に実施する鹿嶋市長寿をたたえる事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 祝券 前条の目的を達成するために、市が発行する使用期限付きの券種をいう。
- (2) 交付対象者 令和6年度に別表第1に定める節目年齢に達し、かつ、令和6年7月1日時点において市の住民基本台帳に登録されている者をいう。
- (3) 事業者 交付対象者に対し祝券と引換えに食事を提供することができる者として市長が登録した者をいう。
- (4) 介護老人福祉施設等 別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める施設をいう。

(事業の内容)

第3条 市長は、交付対象者に対し、事業者の店舗又はデリバリーサービスにおいて利用可能な1枚当たり500円相当の祝券を4枚交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者のうち介護老人福祉施設等に入居している者にあつては、その者が入居している施設に対し2,000円を交付することができるものとする。

(祝券の利用対象)

第4条 祝券を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、原則として、祝券の交付を受けた交付対象者本人又はその本人が認めた者とする。

(祝券の利用方法等)

第5条 利用者は、祝券と引換えに事業者の店舗又はデリバリーサービスにおいて食事の提供を受けることができるものとする。

2 利用者は、事業者から祝券の券面金額の合計額を超える額の食事の提供を受けようとするときは、その超過額を事業者へ支払うものとする。

(祝券の利用の制限)

第6条 祝券は、事業者以外の者の店舗又はデリバリーサービスでは利用することができない。

2 利用者は、祝券に記載された期間内に、祝券を利用しなければならない。

3 利用者は、祝券を換金することができない。

4 利用者は、事業者から提供を受けた食事の額が祝券の券面金額の合計額に満たない場合であっても、その差額の支払を受けることはできない。

(事業者)

第7条 事業者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 市内に飲食店又は食料品販売店を有し、かつ、市内に本店があり、又は鹿嶋市商工会に加入していること。

(2) 次に掲げる事項を全て誓約すること。

ア 祝券を取り扱おうとする店舗が日本標準産業分類に定める産業のうち飲食サービス業を営む事業所に該当し、かつ、当該店舗において食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること。

イ 中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)第11条第1項に規定する特定連鎖化事業に加盟していないこと。

ウ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する店舗等の営業を行っていないこと。

エ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていないこと。

オ 鹿嶋市暴力団排除条例(平成24年条例第5号)第2条各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれにも該当しないこと。

カ 新型コロナウイルス等感染症の予防に努めること。

キ 市が本事業に関して調査等を行うときは協力すること。

ク 市のホームページその他広報媒体への掲載に同意すること。

ケ 本要綱の規定を遵守すること。

(事業者の登録等)

第8条 市長は、別に定める募集要項(以下「要項」という。)により事業者を募集し、応募のあった者を事業者として登録するものとする。

(事業者の責務)

第9条 事業者は、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

(1) 祝券の受取を拒んではならないこと。

(2) 祝券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。

(3) 市と適切な連携体制を構築すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、要項に定める事項

2 市長は、事業者が要項に反する行為を行ったときは、前条の規定による登録を取り消すことができる。

(祝券の換金手続等)

第10条 事業者は、利用者に対しこの要綱の定めるところにより食事を提供したときは、当該月分の券面金額を集計の上、鹿嶋市長寿をたたえる事業交付請求書(様式第1号)に利用者から受け取った祝券を添えて、翌月15日までに市長に請求するものとする。

2 交付対象者が入居する介護老人福祉施設等は、鹿嶋市長寿をたたえる事業施設用交付請求書(様式第2号)に令和6年7月1日現在の入居者の一覧を添えて、同年9月30日までに市長に請求するものとする。

(不正受給の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により事業者が市から金銭の支払を受けていたときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

節目年齢	生年月日
77歳	昭和22年4月2日から昭和23年4月1日まで
80歳	昭和19年4月2日から昭和20年4月1日まで
85歳	昭和14年4月2日から昭和15年4月1日まで
88歳	昭和11年4月2日から昭和12年4月1日まで
90歳	昭和9年4月2日から昭和10年4月1日まで
95歳	昭和4年4月2日から昭和5年4月1日まで
99歳以上	大正15年4月1日以前

別表第2（第2条関係）

介護老人福祉施設	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5及び介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する施設
介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項に規定する施設
（予防介護）認知症対応型共同生活介護を実施している施設	介護保険法第8条第20項及び第8条の2第15項に規定するサービスを実施している施設
地域密着型介護老人福祉施設	老人福祉法第20条の5及び介護保険法第8条第22項に規定する施設
特定施設入居者生活介護を実施している施設	介護保険法第8条第11項に規定するサービスを実施している施設
軽費老人ホーム	老人福祉法第20条の6に規定する施設
有料老人ホーム	老人福祉法第29条に規定する施設
サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条に規定する施設
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する施設
共同生活援助を実施している施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定するサービスを実施している施設
救護施設	生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する施設

様式第1号（第10条関係）

年 月 日

鹿嶋市長 様

所在地
事業者名
代表者職名

鹿嶋市長寿をたたえる事業交付請求書

年 月分について下記の内訳のとおり請求します。

記

利用枚数	請求金額	備考
枚	円	

振込金融機関等	金融機関名		預金種類	当座 ・ 普通
	支店名		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			
本件責任者	(連絡先 :)			
本件担当者	(連絡先 :)			

※利用者から受け取った祝券を添付すること。

様式第2号（第10条関係）

年 月 日

鹿嶋市長 様

所在地
事業者名
代表者職名

鹿嶋市長寿をたたえる事業施設用交付請求書

下記の内訳のとおり請求します。

対象人数	請求金額	備考
人	円	人×2,000円= 円

振込金融機関等	金融機関名		預金種類	当座 ・ 普通
	支店名		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			
本件責任者	(連絡先 :)			
本件担当者	(連絡先 :)			

※交付対象者の一覧の名簿を添付すること。